

法人本部拠点区分 資金収支計算書  
 (自) 令和 5 年 4 月 1 日 (至) 令和 6 年 3 月 31 日

(単位：円)

勘 定 科 目		予 算 ( A )	決 算 ( B )	差異(A)-(B)	備 考
事業の活動に	収入				
	受取利息配当金収入	0	46	Δ	46
	事業活動収入計 (1)	0	46	Δ	46
	支出				
	事務費支出	0	990	Δ	990
	手数料支出	0	990	Δ	990
	事業活動支出計 (2)	0	990	Δ	990
	事業活動資金収支差額 (3) = (1) - (2)	0	944	Δ	944
	予備費支出 (10)	0			0
	当期資金収支差額合計 (11) = (3) + (6) + (9) - (10)	0	944	Δ	944
	前期末支払資金残高 (12)	3,854,070	3,854,070		0
	当期末支払資金残高 (11) + (12)	3,854,070	3,853,126		944

法人本部拠点区分 事業活動計算書  
 (自) 令和 5 年 4 月 1 日 (至) 令和 6 年 3 月 31 日

(単位：円)

勘 定 科 目		当年度決算 (A)	前年度決算 (B)	増減 (A) - (B)
サ増  減 ビの ス部 活 動	費 事務費	990	990	0
	用 手数料	990	990	0
	サービス活動費用計 (2)	990	990	0
	サービス活動増減差額 (3) = (1) - (2)	Δ 990	990	0
サ外  増 ビ減 スの 活 動	収 受取利息配当金収益	46	45	1
	益 サービス活動外収益計 (4)	46	45	1
	サービス活動外増減差額 (6) = (4) - (5)	46	45	1
	経常増減差額 (7) = (3) + (6)	Δ 944	Δ 945	1
特 別 増 減 の 部	費 特別費用計 (9)	0	0	0
	特別増減差額 (10) = (8) - (9)	0	0	0
当 期	活動増減差額 (11) = (7) + (10)	Δ 944	Δ 945	1
繰 越 活 動 増 減 差 額 の 部	前期繰越活動増減差額 (12)	3,854,070	3,855,015	Δ 945
	当期末繰越活動増減差額 (13) = (11) + (12)	3,853,126	3,854,070	Δ 944
	基本金取崩額 (14)	0	0	0
	その他の積立金取崩額 (15)	0	0	0
	その他の積立金積立額 (16)	0	0	0
	次期繰越活動増減差額 (17) = (13) + (14) + (15) - (16)	3,853,126	3,854,070	Δ 944

法人本部拠点区分 貸借対照表

令和 6 年 3 月 31 日 現在

(単位：円)

資 産 の 部					負 債 の 部						
	当 度	年 末	前 度	年 末	増 減		当 度	年 末	前 度	年 末	増 減
流動資産	3,853,126		3,854,070		△ 944	流動負債	0		0		0
現金預金	3,853,126		3,854,070		△ 944	固定負債	0		0		0
固定資産	0		0		0	負債の部合計	0		0		0
基本財産	0		0		0	純 資 産 の 部					
その他の固定資産	0		0		0	基本金	0		0		0
						国庫補助金等特別積立金	0		0		0
						その他の積立金	0		0		0
						次期繰越活動増減差額	3,853,126		3,854,070		△ 944
						(うち当期活動増減差額)	△ 944		△ 945		1
						純資産の部合計	3,853,126		3,854,070		△ 944
資産の部合計	3,853,126		3,854,070		△ 944	負債及び純資産の部合計	3,853,126		3,854,070		△ 944

## 計算書類に対する注記(法人本部拠点区分用)

### 1. 重要な会計方針

該当なし

### 2. 重要な会計方針の変更

該当なし

### 3. 採用する退職給付制度

該当なし

### 4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 法人本部拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
- (2) 拠点区分事業活動明細書(別紙3(㊸))  
当拠点ではサービス区分が1つであるため省略している。
- (3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(㊹))  
当拠点ではサービス区分が1つであるため省略している。

### 5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

### 6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

### 7. 担保に供している資産

該当なし

### 8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

該当なし

### 9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

### 10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

### 11. 重要な後発事象

該当なし

### 12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし